

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和4年12月26日（令和4年（行情）諮問第777号）

答申日：令和5年4月27日（令和5年度（行情）答申第47号）

事件名：特定年度勤務命令簿（特定刑事施設保有）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年度勤務命令簿（ただし、開示請求日時点における特定刑事施設
営繕工場の担当職員1名の氏名が記載された部分に限る。）（特定刑事施設
施設保有）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示
とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3
条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年8月12日付け東管発第39
24号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開
示決定（以下「原処分」という。）において不開示とされた部分の全部開
示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、
おおむね以下のとおりである。

全部開示してください。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和4年6月16日受付
行政文書開示請求書により、本件対象文書の開示請求を行い、これを受け
た処分庁が、本件対象文書についてその一部（以下「本件不開示部分」と
いう。）を不開示とした一部開示決定（原処分）に対するものであり、審
査請求人は、原処分の取消し及び本件不開示部分の開示を求めているもの
と解されることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について
検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分には、特定刑事施設に勤務する職員の氏名及び印影（以
下「氏名等」という。）が記録されているところ、刑事施設においては、
被収容者が収容中の処遇等に対して不満を抱き、当該刑事施設の職員やそ
の家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働き掛けによる報復を示唆する
事案が多々見られることからすると、本件不開示部分に記録された職員の

氏名等が開示されることにより，当該職員又はその家族に対し，被収容者又はその関係者等から，不当な圧力，中傷，攻撃等が加えられる事態が現実には発生するおそれが相当程度高まり，その結果として，刑事施設の責務である裁判や刑の執行を阻害することとなることはもとより，保安事故，職員籠絡事案その他の刑事施設の規律及び秩序が適正に維持されない状況が発生するおそれが生じ，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであるから，当該情報は，法5条4号に規定される不開示情報に該当する。

また，刑事施設では，各職員の士気を高め，施設全体の高い士気を維持することが適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるところ，職員の氏名が開示されることとなれば，前述のように不当な圧力等を加えられることを懸念した職員が職務に消極的になって，施設全体の士気の低下を招き，矯正行政の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることから，当該情報は，同条6号柱書きに規定される不開示情報にも該当する。

なお，本件対象文書が作成された時点の直近に発刊されていた国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）には，本件不開示部分に記載された職員と同一の職にある者の氏名は掲載されておらず，このことから，本件不開示部分に記載された職員の印影が開示されるべき情報であるとはいえない。

3 原処分の妥当性について

以上のとおり，本件不開示部分について，法5条4号及び6号に規定される不開示情報に該当するとした原処分は，妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和4年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和5年1月20日 審議
- ④ 同年4月21日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであるところ，処分庁は，その一部を法5条4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，不開示とされた部分の全部開示を求めているが，諮問庁は，原処分は妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、特定刑事施設の職員の氏名及び印影が記載されていると認められる。

刑事施設においては、被収容者が収容中の処遇等に対して不満を抱き、当該刑事施設の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働き掛けによる報復を示唆する事案が多々見られるところ、本件不開示部分に記録された職員の氏名及び印影が開示されることにより、当該職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から、不当な圧力、中傷、攻撃等が加えられる事態が現実が発生するおそれがある旨の上記第3の2の諮問序の説明は、首肯できる。

なお、当審査会事務局職員をして、本件対象文書が作成された当時の特定年版の職員録を確認させたところ、本件不開示部分に記載された職員の氏名は、いずれもこれに掲載されていない。

そうすると、本件不開示部分は、これらを公にすると、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美